

公示 第663号

令和8年4月1日  
ダスキン健康保険組合  
理事長 松重泰子



「ダスキン健康保険組合同規約の一部変更」について

ダスキン健康保険組合同規約の一部を変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条2項に基づき、公示いたします。

以上

記

第10条を次のように改める。

(当選人)

第10条 選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

第15条を次のように改める。

(通常組合会)

第15条 通常組合会は、毎年2月及び8月に招集することを常例とする。

第17条に次の1項を加える。

(組合会招集の手続)

第17条

3. 組合会はテレビ会議システム及び web 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。

第19条を次のように改める。

(組合会の傍聴)

第19条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

第21条に次の1項を加える。

(組合会の議決事項)

第21条

3. 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

第27条を次のように改める。

(理事、理事長及び監事の選挙)

- 第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りではない。

第29条に次の1項を加える。

(理事会の招集)

第29条

5. 理事会は会議システムにより開催することができる。

第31条に次の2項を加える。

(理事会の議事)

第31条

6. 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めるとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 理事の疾病、負傷
- (2) 理事に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

- 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

第34条を次のように改める。

(常務理事及びその職務)

第34条

2. 常務理事は、理事長を補佐し、業務を掌理する。

第41条の2を次のように改める。

(組合員の範囲)

- 第41条の2 この組合は、第4条に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者（以下、法第3条第4項の規定による被保険者を「任意継続被保険者」、という。）を含む。）を組合員の範囲とする。



第42条を次のように改める。

(標準報酬)

第42条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

第43条を次のように改める。

(保険料及び調整保険料の負担割合)

第43条 一般保険料等額(うち一般保険料分)及び調整保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。

第43条の2を次のように改める。

(介護保険料額の負担割合)

第43条の2 介護保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。

第43条の3を次のように加える。

(子ども・子育て支援金額の負担割合)

第43条の3 子ども・子育て支援金額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。

第46条に次の1項を加える。

(予備費の費途)

第46条

3. 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 納付金

(2) 保険料還付金

第47条を次のように改める。

(準備金の保有方法)

第47条

2. 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。

第50条を次のように改める。

(公告の方法)

第50条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板に掲示し、又はホームページ等に掲載する。

第52条2項を次のように改める。

(一部負担還元金)

第52条

2. 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める金額を控除して得た額とする。

第54条2項を次のように改める。

(訪問看護療養費付加金)

第54条

2. 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める金額を控除して得た額とする。

第55条2項を次のように改める。

(家族訪問看護療養費付加金)

第55条

- 2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める金額を控除して得た額とする。

第61条2項を次のように改める。

(家族療養費付加金)

#### 第61条

- 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める金額を控除して得た額とする。

第62条2項を次のように改める。

(合算高額療養費付加金)

#### 第62条

2. 合算高額療養付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、被保険者又は被扶養者それぞれの診療報酬明細書又は調剤報酬明細書（ただし、医療機関において薬剤の投与に代えて処方せんが交付された場合には、当該処方せんに基づく薬局での薬剤の支給は、処方せんを交付した医療機関における療養とみなし合算する。）につき、別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める金額を控除して得た額とする。

別表に次の2表を加える。

(別表1)

事業所名簿

令和2年4月1日現在

	名 称	所 在 地	記号
1	株式会社ダスキン	大阪府 吹田市	100
2	株式会社和倉ダスキン	石川県 七尾市	101
3	株式会社小野ダスキン	兵庫県 小野市	154
4	株式会社ダスキンプロダクト西関東	東京都 八王子市	156
5	株式会社ダスキンヘルスケア	東京都 港区	159
6	株式会社ダスキンプロダクト中四国	広島県 山県郡北広島町	162
7	株式会社ダスキンサーヴ東海北陸	愛知県 名古屋市	167
8	株式会社エバーフレッシュ函館	北海道 函館市	178
9	株式会社ダスキンシャトル東京	東京都 江東区	185
10	株式会社ダスキンサーヴ九州	福岡県 福岡市	193
11	株式会社ダスキンサーヴ北海道	北海道 札幌市	211
12	株式会社ダスキンプロダクト東北	宮城県 仙台市	221
13	ダスキン共益株式会社	大阪府 吹田市	226
14	株式会社ダスキンプロダクト北海道	北海道 千歳市	227
15	株式会社ダスキンプロダクト東関東	埼玉県 三郷市	237
16	株式会社ダスキンプロダクト九州	熊本県 上益城郡御船町	238
17	株式会社ダスキンプロダクト東海	愛知県 小牧市	239
18	株式会社ダスキンサーヴ東北	宮城県 仙台市	240
19	株式会社ダスキンサーヴ北関東	群馬県 前橋市	241
20	株式会社ダスキンサーヴ中国四国	広島県 広島市	242
21	公益財団法人ダスキン愛の輪基金	大阪府 吹田市	244
22	ダスキン健康保険組合	大阪府 吹田市	246
23	株式会社ダスキンサーヴ近畿	兵庫県 神戸市	247
24	エムディフード株式会社	大阪府 吹田市	248
25	株式会社ダスキン伊那	長野県 伊那市	249
26	株式会社かつアンドかつ	大阪府 吹田市	250
27	株式会社ダスキン沖縄	沖縄県 那覇市	251

(別表2)

区分	控除額
標準報酬 830 千円以上	100,000 円
標準報酬 530 千円～ 790 千円	80,000 円
標準報酬 500 千円以下	60,000 円